

第1回 児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会 令和3年大市教委第2852号に関する部会会議 議事要旨

1 日 時

令和3年12月27日（月曜日） 10時から12時05分まで

2 場 所

大阪市役所 P1階（屋上）会議室

3 出席者

<委員>

古川部会長、野澤部会長代理、阿部委員、井上委員（委員五十音順）

<専門委員>

細田専門委員

<大阪市教育委員会>

川本総務部長、橋本連絡調整担当課長、東川総務課長代理

4 議 題

- (1) 運営要綱の策定について
- (2) 調査審議計画及び調査手法の検討について
- (3) その他

5 議 事

（橋本）ただ今から、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案に関する第三者委員会令和3年大市教委第2852号に関する部会第1回会議を開催致します。本日、部会長に進行をお渡しするまでの間、司会進行させていただきます教育委員会事務局の総務部連絡調整担当課長の橋本と申します。どうぞよろしくお願い致します。この第三者委員会は、本市の執行機関の附属機関に関する条例に基づきまして、児童等がその生命等に著しく重大な被害を受けた事案につきまして、市長もしくは教育委員会からの諮問に基づき、事実関係の調査やその結果に基づく是正及び再発防止の為の意見具申を行っていただくことを目的に設置しているものでございます。本部会につきましましては、令和3年12月15日付けで教育委員会から第三者委員会で諮問させていただいた事案の調査審議を行うために、同日付けで第三者委員会の委員長により設置されたものでございます。本日は、本部会の第1回の会議になりますけれども、まず、部会委員の皆様と本事案の調査審議に加わっていただく専門委員の方をご紹介させていただいた後に、本部会の運

営要綱の策定についてご議論いただきたいと思っております。その後、本事案の調査審議計画や調査手法等について、ご議論いただく予定としております。尚、事案の調査審議を行うにあたりましては、当事者の個人情報を取り扱うこととなりますが、後ほど、資料7の審議会等の設置及び運営に関する指針に基づきまして、本部会につきましても、個人情報等の非公開情報を取り扱う場合には会議を非公開とさせていただく必要があります。そのため、本日の会議におきましても、委員の皆様のご判断に基づいてということですが、ある時点から非公開とせざるを得ないと考えておりますので、今まだ傍聴いらっしやいせんけども、その時点で閉じさせていただくということでもよろしくお願い致します。それでは、部会長はじめ委員及び専門委員の皆様のお名前を私からご紹介させていただきます。古川知子部会長です。

(古川) よろしくお願ひします。

(橋本) 阿部彩委員です。

(阿部) よろしくお願ひ致します。

(橋本) 井上寿美委員です。

(井上) よろしくお願ひします。

(橋本) 野澤健委員です。

(野澤) よろしくお願ひ致します。

(橋本) 細田梨恵専門委員です。

(細田) よろしくお願ひします。

(橋本) 尚、本部会の部会長につきましては、第三者委員会規則第6条第3項の規定に基づきまして、令和3年12月15日付けで第三者委員会の藤木邦顕委員長によりまして古川知子委員が指名されておりますので、この場でご報告申し上げます。また、部会長代理につきましては、予め古川部会長により野澤委員が指名されておりますことを併せてご報告致します。どうぞよろしくお願ひ致します。続きまして、会議の開催にあたりまして、総務部長の川本よりご挨拶申し上げます。

(川本) 皆様、おはようございます。たいへん年末のお忙しい時に、またこのような早朝にご出席いただきまして、たいへんありがとうございます。また、何よりも本市学校園におけるいじめ対策に、第三者委員会の委員と、また専門委員としてご協力いただけますこと、この場をお借りしましてお礼を申し上げたいと思います。大阪市の教育委員会におきましては、平成27年8月にいじめ対策基本方針を制定いたしまして、国の方でもいじめ対策推進法制定されましたので、その重大事態が発生した時は第三者委員会を作って、それで今年度からですけれども、この初動調査ということで始めております。今回の事案につきましても、既に初動調査を実施したところがございますけれども、被害者、保護者の方から詳細調査に移りたいというご意向もございましたことから、今回、本部会を設置いただくこ

とになったものでございます。私どもといたしましても、このやり方を継承しながら進めていきたいと思っております、特に今回詳細調査に移りますことを踏まえまして、教育委員会、学校はもちろんですけど、教育委員会のあり方ですね。対応のあり方について、改めて見直していただきまして、ご提言をいただいた時にはそれに伴いまして、教育委員会の対応についてもしっかりと見直していきたいと考えております。たいへんタイトなスケジュールになると思いますが、どうかご協力の方、よろしくお願い致します。以上で簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。本日はどうかよろしくお願い致します。

(橋本) それでは、議事に移ってまいります。本部会の議事進行につきましては、第三者委員会規則第6条第4項により、部会長が行うこととされております。それでは恐れ入りますが、議事の進行の前に古川部会長から一言お願いしたいと思っております。お願いします。

(古川) 改めておはようございます。今日は本当にお忙しいところ時間調整をしていただき、ありがとうございます。私の方は大阪府の臨床心理士会より推薦があり、この委員をさせていただいているところですが、今回、部会長のお仕事を初めてお引き受けすることになります。どうぞ皆様のご意見いただきながら、助けていただきながら、何とか務めさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

(橋本) ありがとうございます。それでは、ここからの議事進行は古川部会長にお願いしたいと存じます。よろしくお願い致します。

(古川) はい。それでは審議に入りたいと思っております。まずは、議題1の運営要綱の策定についてですが、これまでに設置された部会の運営要綱を参考に、事務局において案を作成していただいているようですので、ご説明をよろしくお願い致します。

(東川) 失礼します。総務課長代理の東川と申します。どうぞよろしくお願い致します。本部会の運営要綱案をご説明致します。資料5をご覧くださいませ。これまでに設置された部会の運営要綱と基本的には同じ内容で作成しております。まず、第1条におきまして、本要綱の趣旨を定めてございます。次に、第2条におきまして、大阪市教育委員会からの諮問に基づき実施する調査審議の範囲を定めております。第3条におきまして、ウェブ会議の方法による会議の開催について。第4条では、会議の招集に関する手続きにつきまして定めてございます。第5条では、会議の原則公開を定めるとともに、非公開とする場合及びその場合に必要な手続きについて定めてございます。第6条では、議事の進行について。第7条で関係者の出席。第8条で調査の実施。第9条で議事録の作成について定めてございます。第10条において、部会は調査審議を終えた場合、その結果を報告書として取りまとめ、教育委員会と市長に提出するものとしております。第11条では、守秘義務を規定しております。第12条では、委員が大阪市や調査事案の当事者

との間に利害関係が生じた場合の報告義務について規定してございます。最後に、第13条では、本要綱に定めること以外に部会の運営に関し、必要な事項が生じた場合につきまして定めております。説明は以上でございます。

(古川) はい。ありがとうございます。事務局より説明をいただきましたが、委員の皆様からこの運営要綱の案につきまして、ご意見等ございましたらお願い致します。よろしいでしょうか。はい。特に異議等がないようですので、事務局から示されています運営要綱案を採択して、本部会の運営要綱といたします。今、採択されました運営要綱の中に、部会の公開についての規定がございます。全部会共通の傍聴要領につきましても事務局よりご説明をお願い致します。

(東川) はい。失礼します。本部会の傍聴要領につきまして、ご説明申し上げます。資料の6をご覧ください。先ほど策定いただきました運営要綱第5条におきまして、本部会は個人情報を取り扱う場合を除き、原則公開することとさせていただきます。資料6の傍聴要領は、一定のルールのもとで市民の皆様に傍聴していただくというものでございまして、第1項において傍聴にあたっての手続き、第2項において傍聴者の遵守事項、第3項において会議の秩序維持といった、一般的なものを規定してございます。簡単ではございますが、傍聴要領の説明は以上でございます。どうぞよろしくお願い致します。

(古川) はい。ありがとうございました。それでは、議題2の調査審議計画及び調査手法の検討に進み、調査対象事案の審議に入ってまいりたいと思います。まずは、今後の調査審議計画について議論をしていきたいと考えますけれども、本件事案の内容を踏まえて検討することになりますので、資料7、審議会等の設置及び運営に関する指針の2ページ、第7の1のアに該当するものと考えます。よって、現在傍聴者いらっしゃいませんけれども、只今より本部会の会議を非公開の扱いにさせていただきたいと思っておりますけれども、ご異議などございましたら挙手をお願い致します。はい。それではご異議がないということですので、以降の審議につきましては非公開といたします。

- ・ 初動調査結果の報告を行った。
- ・ 調査審議計画及び調査手法について検討を行った。
- ・ 今後のスケジュールについて検討を行った。